

2022年（令和4年）10月18日

〒162-0814

東京都新宿区新小川町5-5

株式会社アガルート

代表取締役 岩崎北斗 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 友久法律事務所 弁護士 友久 康弘

TEL 079-281-0874 FAX 079-281-0877



再質問書

当法人から、貴社に対して、2022年（令和4年）6月14日付質問書（以下、「本件質問書」といいます。）を送付し、貴社が運営しているアガルートアカデミーのホームページ広告について質問させていただきましたところ、貴社から2022年（令和4年）7月6日付の回答書（以下、「本件回答書」といいます。）を受領いたしました。ご対応くださりありがとうございました。

本件回答書の内容を踏まえて、なお不明な点がございますので、下記のとおり再度質問をさせていただきます。たびたびの質問となり恐縮ですが、本書面到達の日の翌日から1か月以内に、当法人事務所まで文書をもってご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本書面に関する経緯・内容については、公表させていただくことがありますので、あらかじめ申し添えます。

記

1 司法試験・予備試験講座について

- (1) 貴社は、「令和3年司法試験合格者占有率」を、官報掲載合格者氏名と貴社受講生データベースを突合し、「無料講座や模擬試験等の全ての講座受講生のうちの合

格者／全合格者」という基準で算出しているとのことです。ここで、突合しているのは、貴社における令和３年司法試験受験に対応する講座の受講生のみですか。それとも、過年度の講座の受講生も含めて突合しているのですか。

- (2) (1)の算出において当該講座の受講生が「受講生」として考慮される、貴社における令和３年司法試験受験に対応する全ての講座名をご回答ください。
- (3) (2)においてご回答いただいた各講座の受講生数を、講座別にご回答ください。
- (4) (2)においてご回答いただいた各講座の合格者数を、講座別にご回答ください。
- (5) 貴社は、広告表示に関する基準の定めの有無についての質問（本件質問書２(1)エ）に対して、官報掲載合格者氏名と受講生データベースの突合を行っている、それ以外の試験においてはアンケートの回答によるなどと算出方法についてご回答されています（本件回答書(1)エ）が、それ以上に広告表示に関する基準を定めていることはないとの認識で間違いないでしょうか。

２ 行政書士試験講座、宅建試験講座、マンション管理士試験・管理業務主任者試験対策講座、賃貸不動産経営管理士試験講座、土地家屋調査士試験講座・測量士補試験講座、測量士試験講座について

- (1) 貴社は、上記各試験の「合格率」を、中途解約者を除く有料講座受講生全員に対するアンケートを基に、「合格者数／受験者数」という基準で算出しているとのことです。アンケートを行っているのは、貴社における令和３年上記各試験受験に対応する講座の受講生のみですか。それとも、過年度の講座の受講生に対してもアンケートを行っているのですか。
- (2) (1)の算出において当該講座の受講生が「受講生」として考慮される、貴社における令和３年上記各試験受験に対応する全ての有料講座名をご回答ください。
- (3) (2)においてご回答いただいた各有料講座の受講生数を、講座別にご回答ください。
- (4) (2)においてご回答いただいた各有料講座の受講生に対するアンケートの回答数を、講座別にご回答ください。
- (5) (2)においてご回答いただいた各有料講座の受講生のうち受験した受験者数を、講座別にご回答ください。
- (6) (2)においてご回答いただいた各有料講座の受講生のうち試験に合格した合格者数を、講座別にご回答ください。
- (7) 貴社は、アンケートにおける受講生の自己申告による回答をもとに合格率等を算出し、広告に表示するなどしているとのことです。その過程で、受講生の合格の事実確認等を行われていないとの認識で間違いないでしょうか
- (8) 上記各試験のアンケートの質問内容をそれぞれ個別にご回答ください。回答に代

えて、アンケートフォームを送付頂いても構いません。

3 社会保険労務士試験講座について

- (1) 貴社は、上記試験の「合格率」を、カリキュラム受講生全員に対するアンケートを基に、「合格者数／受験者数」という基準で算出しているとのことですが、アンケートを行っているのは、貴社における令和3年上記試験受験に対応する講座の受講生のみですか。それとも、過年度の講座の受講生に対してもアンケートを行っているのですか。
- (2) 貴社における【2021年合格目標】社会保険労務士試験入門総合カリキュラム、【2021年合格目標】社会保険労務士試験演習総合カリキュラム、【2021年合格目標】社会保険労務士試験速習カリキュラムの受講生数を、講座別にご回答ください。
- (3) (2)に記載した各カリキュラムの受講生に対するアンケートの回答数を、講座別にご回答ください。
- (4) (2)に記載した各カリキュラムの受講生のうち試験を受験した受験生数を、講座別にご回答ください。
- (5) (2)に記載した各カリキュラムの受講生のうち試験に合格した合格者数を、講座別にご回答ください。
- (6) 貴社は、アンケートにおける受講生の自己申告による回答をもとに合格率等を算出し、広告に表示するなどしているとのことですが、その過程で、受講生の合格の事実確認等を行われていないとの認識で間違いないでしょうか
- (7) 上記試験のアンケートの質問内容をご回答ください。回答に代えて、アンケートフォームを送付頂いても構いません。

4 景品表示法26条について

貴社は、本件回答書において、景品表示法26条の「必要な措置」として、法令遵守の方針等の明確化のため、行動規範として法令遵守の方針を定めているとのことですが、貴社が行動規範として定めている「法令遵守の方針」を具体的に明らかにしてください。

以上